

# 令和3年度 労働災害防止計画

令和3年6月

一般社団法人大分県産業資源循環協会

## 目 次

<b>第1章 計画の基本的事項</b> . . . . .	1
1. はじめに . . . . .	1
2. 労働災害の発生状況 . . . . .	1
(1) 全国の状況 . . . . .	1
(2) 大分県の状況 . . . . .	3
3. 安全衛生活動の現状と点検評価 . . . . .	4
4. 令和4年度目標 . . . . .	6
5. 活動目標設定の基本方針 . . . . .	6
(1) 活動目標項目 . . . . .	6
(2) 目標値 . . . . .	6
<b>第2章 令和3年度活動目標</b> . . . . .	7
<b>第3章 活動目標達成のための取組</b> . . . . .	8

# 令和3年度 労働災害防止計画

## 第1章 計画の基本的事項

### 1. はじめに

当協会では、労働災害防止対策の徹底を図り、労働災害を削減するため、平成29年度から平成31年度までの3年間を計画期間とする「労働災害防止計画」を策定し、全国産業資源循環連合会及び全国の産業資源循環協会と協調して対策に取り組んできた。

しかしながら、未だ目標（平成31年度における全国の死傷災害996人以下、死亡災害16人以下）の達成は困難な状況にあることから、引き続き、令和2年度から令和4年度までの3年間を計画期間とする第2次の「労働災害防止計画」を策定し、目標（令和4年度における全国の死傷災害996人以下、死亡災害16人以下）の達成に向けて全力で取り組んでいくこととする。

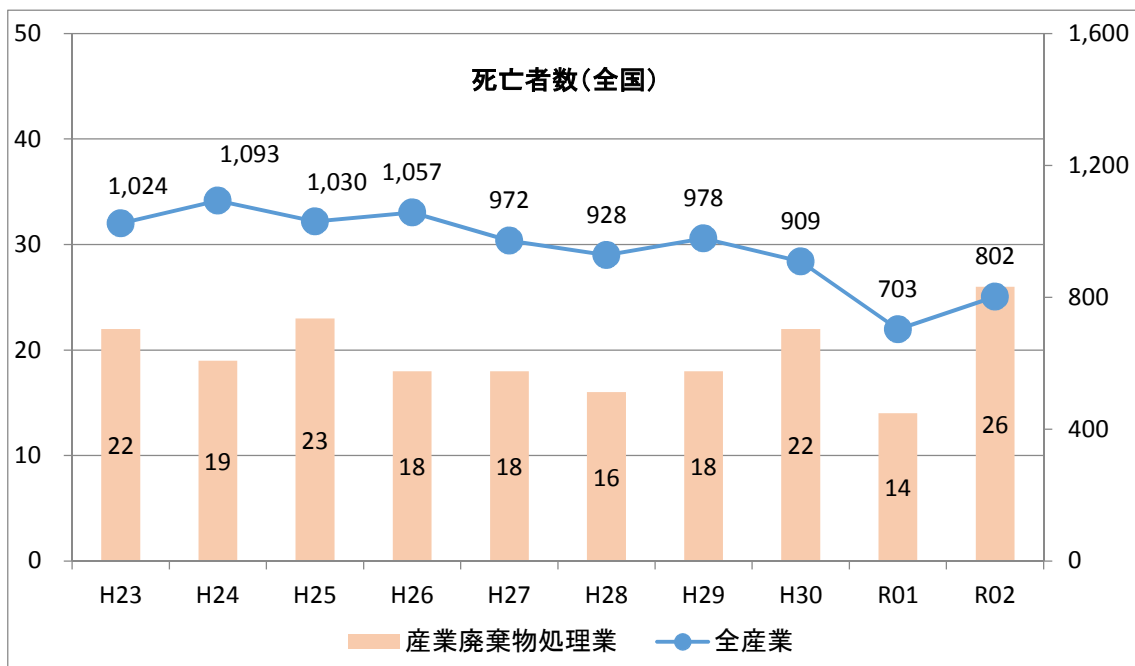
### 2. 労働災害の発生状況

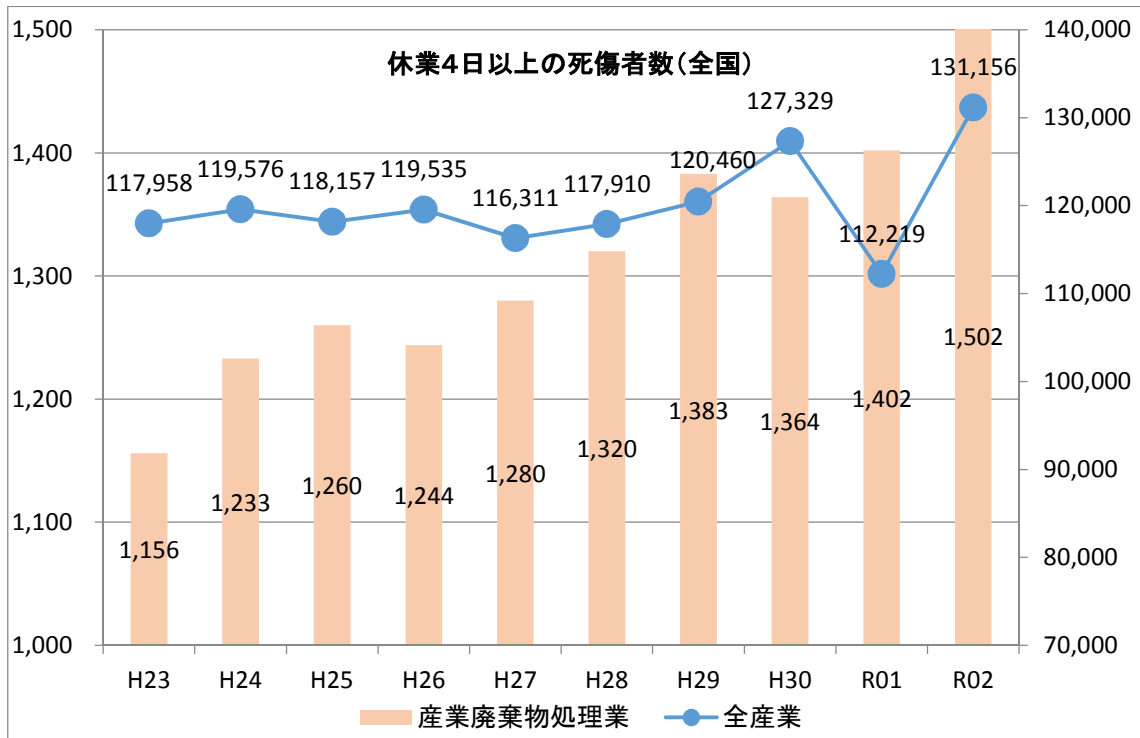
#### (1) 全国の状況

全国の産業廃棄物処理業における近年の労働災害による死亡者数及び休業4日以上の死傷者数は次のとおりである。

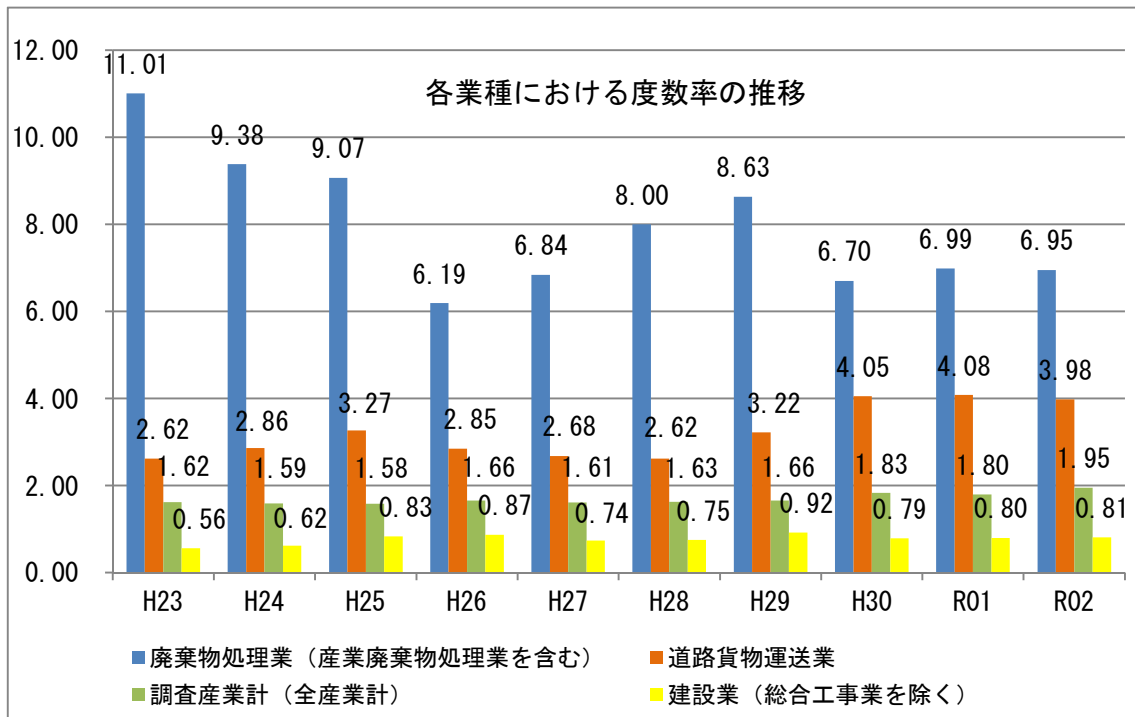
令和2年の死亡者数は26人で、前年の14人に比べて12人の増加となった。近年、減少傾向にあった全産業の死亡者数が昨年比で99人も増加する中、20人前後で横ばいの状況が続いてきた産業廃棄物処理業の死亡者の増加への転向が懸念される。

また休業4日以上の死傷者数も増加の傾向がつついており、令和2年は1,502人で、前年に比べて100人の増加となった。





また、度数率（労働時間当たりの死傷者数：災害発生頻度）を見ると、依然、他の産業に比べて大きい値を示している。



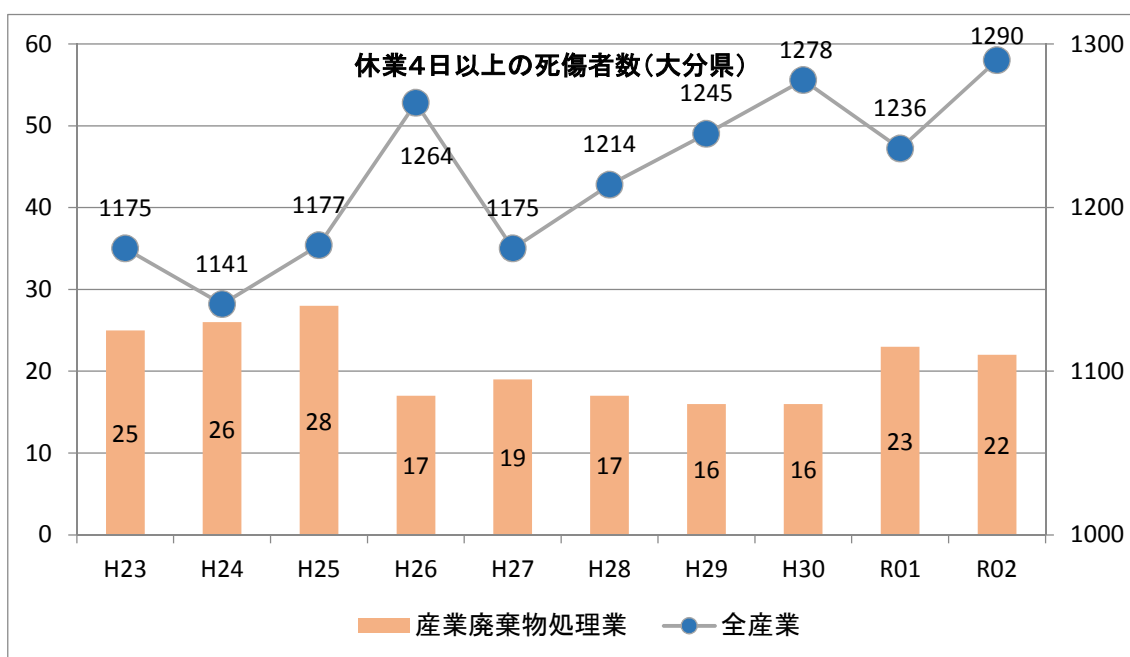
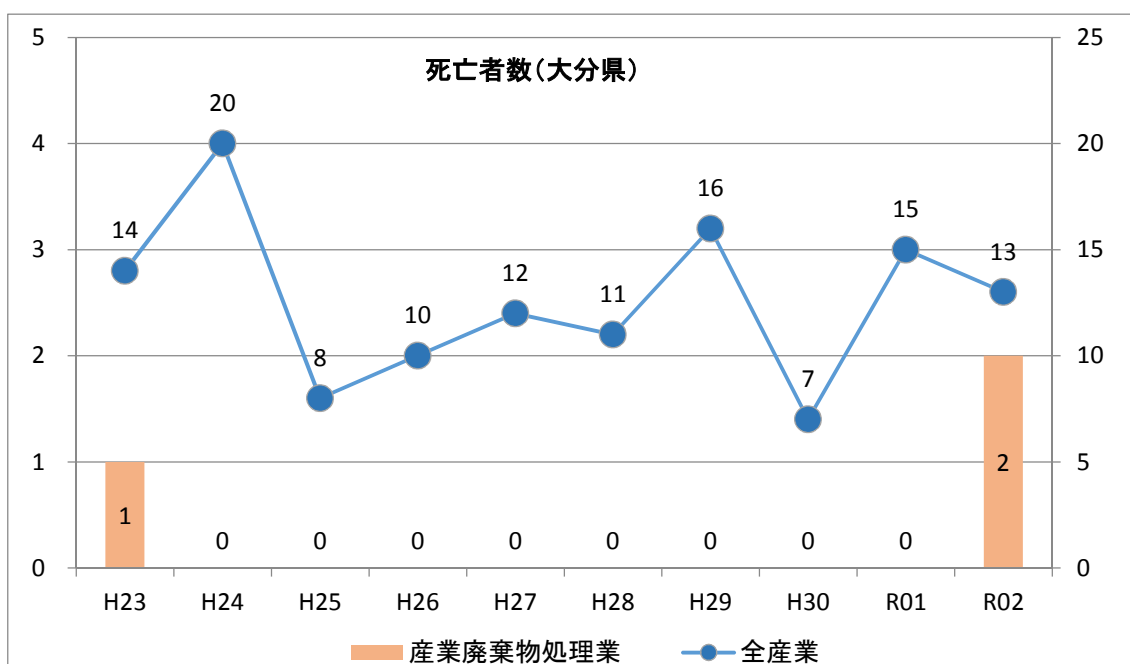
(出展：厚生労働省「労働災害動向調査報告」)

(2) 大分県の状況

本県の産業廃棄物処理業における近年の労働災害による死亡者数及び休業4日以上の死傷者数は次のとおりである。

労働災害死亡者は、平成23年に1人発生して以降、令和元年まで8年連続で発生していなかったが、令和2年にがれきの破砕機への巻き込み事故等で2名が死亡した。

なお、平成29年に清掃センターのごみピットへの墜落事故で1人が死亡しているが、これは一般廃棄物処理業に係るものである。令和2年の休業4日以上の死傷者数は22人で、前年の23人から1人減少、近年、横ばいの傾向となっている。



### 3. 安全衛生活動の現状と点検評価

令和2年度に会員企業（218社）に対して行った安全衛生活動の現状調査の結果は、次表のとおりである。（回収率：93%）

調査項目への対応実績が50%に満たない項目は3項目（⑤、⑧、⑨）、50%を超えている項目は6項目（①、②、③、④、⑥、⑦）となっている。

		調査対象会員数		218社
No.	調査項目	調査結果	回答者数 比率	調査会員数 比率
①	アンケート回答数	202社	100%	93%
②	協会の安全衛生事業を認知している会員数	173社	86%	79%
③	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	121社	60%	56%
④	安全衛生管理体制を構築している会員数 (構築予定を含む)	153社	76%	70%
⑤	協会が実施する安全衛生研修会の会員数 (参加予定を含む)	106社	52%	49%
⑥	安全衛生パトロールを実施している会員数 (実施予定を含む)	134社	66%	61%
⑦	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数 (実施予定を含む)	135社	67%	62%
⑧	リスクアセスメントを実施している会員数 (実施予定を含む)	89社	44%	41%
⑨	安全衛生規程を作成している会員数 (作成予定を含む)	67社	33%	31%

また、次表のとおり、前年度の調査結果と比較すると、2項目（①、⑨）は微増したが、その他の7項目については、前年度の調査結果を下回っており、いずれも目標を達成できなかったことから、引き続き、取組の強化を図っていく必要がある。

No.	活動目標項目	令和元年度の割合	令和2年度の割合	増減 (ポイント)
①	アンケート回答数	92 %	93 %	1
②	協会の安全衛生事業を認知している会員数	86 %	79 %	△ 7
③	連合会が提供している支援ツールを認知している会員数	69 %	56 %	△ 13
④	安全衛生管理体制を構築している会員数 (構築予定を含む)	77 %	70 %	△ 7
⑤	協会が実施する安全衛生研修会の会員数 (参加予定を含む)	61 %	49 %	△ 12
⑥	安全衛生パトロールを実施している会員数 (実施予定を含む)	70 %	61 %	△ 9
⑦	ヒヤリ・ハット活動を実施している会員数 (実施予定を含む)	68 %	62 %	△ 6
⑧	リスクアセスメントを実施している会員数 (実施予定を含む)	48 %	41 %	△ 7
⑨	安全衛生規程を作成している会員数 (作成予定を含む)	28 %	31 %	3

#### 4. 令和4年度目標

(1) 死亡者数：0人

(2) 休業4日以上の死傷者数：平成24～26年の実績平均に比して20%以上減少

※ 平成24～26年の平均：24人 ➡ 令和4年：19人以下

#### 5. 活動目標設定の基本方針

##### (1) 活動目標項目

- ① 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数
- ② 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業数
- ③ 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業数
- ④ 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業数
- ⑤ 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数
- ⑥ 安全衛生パトロールを実施している会員企業数
- ⑦ ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業数
- ⑧ リスクアセスメントを実施している会員企業数
- ⑨ 安全衛生規程を作成している会員企業数

##### (2) 目標値

- ① 活動目標項目に対する現状調査結果が50%に満たない項目  
令和4年度において50%以上達成することを目標として設定する。
- ② 活動目標項目に対する現状調査結果が50%を満たしている項目  
原則として毎年10%以上の増加を目標として設定する。
- ③ ①、②に関わらず、活動目標項目に対する現状調査結果が前年度の実績を下回った場合は、少なくとも前年度の目標値の達成を目標として設定する。



## 第2章 令和3年度活動目標

「令和4年度目標」を達成するため、令和3年度における活動目標項目及び目標値を次のとおり設定する。

- (1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数を令和2年度に比して、7%増加させ、回収率を100%にする。  
(令和2年度202社→令和3年度218社以上に)
- (2) 協会が実施する安全衛生事業を認知している会員企業を令和2年度に比して、17%以上増加させ、取組率を96%以上にする。  
(令和2年度173社→令和3年度210社以上に)
- (3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールを認知している会員企業を令和2年度に比して、23%以上増加させ、取組率を79%以上にする。  
(令和2年度121社→令和3年度173社以上に)
- (4) 法令に基づく安全衛生管理体制を構築している会員企業を令和2年度に比して、17%以上増加させ、取組率を87%以上にする。  
(令和2年度153社→令和3年度190社以上に)
- (5) 協会が実施する安全衛生研修会の参加人数を令和2年度に比して、22%以上増加させ、取組率を71%以上にする。  
(令和2年度106社→令和3年度154社以上に)
- (6) 安全衛生パトロールを実施している会員企業を令和2年度に比して、19%以上増加させ、取組率を80%以上にする。  
(令和2年度134社→令和3年度175社以上に)
- (7) ヒヤリ・ハット活動を実施している会員企業を令和2年度に比して、16%以上増加させ、取組率を78%以上にする。  
(令和2年度135社→令和3年度170社以上に)
- (8) リスクアセスメントを実施している会員企業を令和2年度に比して、17%以上増加させ、取組率を58%以上にする。  
(令和2年度89社→令和3年度127社以上に)
- (9) 安全衛生規程を作成している会員企業を令和元年度に比して、19%以上増加させ、取組率を50%以上にする。  
(令和2年度67社→令和3年度109社以上に)

### 第3章 活動目標達成のための取組

#### 1. 令和3年度の取組

「令和3年度活動目標」を達成するための具体的取組を次のとおり設定する。

(1) 会員企業における安全衛生活動のアンケート調査の回答数増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメールを併用して会員企業へアピールし、回答数増加に努める。
- ② 会員企業へ回答の協力依頼文書を繰り返し発送する。
- ③ 研修会、協会ホームページ等を通じて協力を呼びかける。
- ④ 支部組織や青年部を通じて、会員企業に対して、調査の回答を呼びかける。
- ⑤ 定期的に安全衛生委員会を開催し、本調査の推進を図る。

(2) 安全衛生事業の認識を向上させる。

- ① 当協会が実施する安全衛生事業について、ホームページ、会報誌、メール等で会員企業への情報提供を行う。
- ② 会長は、労働安全を高めることへの強い意識を宣言し、理事・会員企業等に対して、安全衛生に係る活動の強化を呼びかける。
- ③ 労働基準監督署と連携し、地域の労働災害の現状や特徴等について情報収集し、労働災害事例等の提供により、事業者の安全に対する意識を高める。
- ④ 支部会議等を利用して、安全衛生に係る情報伝達、情報交換を実施する。
- ⑤ 各支部で研修会を行い、会員企業への意識向上を図る。
- ⑥ 定期的に安全衛生委員会を開催し、安全衛生事業の推進を図る。
- ⑦ 安全衛生に係る優良な事業場を表彰する

(3) 連合会が提供している安全衛生活動の支援ツールに対する認識を向上させる。

- ① 連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を活用する等、事業者に対し、連合会のホームページに公開している安全衛生支援ツールを研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、認識させる。
- ② ホームページに連合会安全衛生サイト (<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/07/index.html>) へのリンクを張る。
- ③ 総会、理事会、支部会議等で連合会が作成した「安全衛生啓発パンフレット」を配布する。
- ④ 研修会において、「安全衛生規程作成支援ツール」、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。

(4) 会員企業における安全衛生管理体制の構築を図る。

- ① 労働安全衛生法で事業場規模別に規定されている安全衛生管理体制について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

- ② 連合会が作成した「産業廃棄物処理業におけるモデル安全衛生規程及び解説」及び「安全衛生規程作成支援ツール」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。

(5)安全衛生研修会の参加者増加を図る。

- ① 定期刊行している会報誌とメール・FAXで会員企業への周知徹底を図る。また、取組が遅れがちな事業者に対しては必要に応じて電話による呼びかけを行う。
- ② 会員企業あて文書や請求書にチラシを同封する等、全会員企業への周知を図る。
- ③ 行政及び排出事業者団体の窓口にチラシを置く等、関係機関に対して、周知の協力をお願いする。
- ④ 会員企業が参加しやすいよう、各支部で研修会を開催する。
- ⑤ 研修会参加者に対しアンケートを実施する等、参加者からの声を十分に分析し、研修会の実施内容や回数、開催時間等を検討する。
- ⑥ 会員企業が取り組んでいる安全衛生事業の情報・資料を収集し、事業場の好事例発表等を通じて、有益な安全衛生情報を提供する。
- ⑦ 関係監督官庁（労働局、労働基準監督署等）に講師を依頼し、内容の充実化を図る。

(6)会員企業における安全衛生パトロールの実施を図る。

- ① 連合会が作成した「安全衛生チェックリスト」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② 会員企業から「安全衛生チェックリスト」の点数を報告してもらうことで、会員企業の意識向上を図る。
- ③ 適正処理自主管理パトロールに併せ、安全衛生パトロールを実施する。
- ④ 会員企業における安全衛生パトロールによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ⑤ トップが関与して安全衛生パトロールを行うことを呼びかける。

(7)会員企業におけるヒヤリ・ハット活動の実施を図る。

- ① 連合会が作成した「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の活用について、研修会、会報誌、ホームページ等を通じて周知する。
- ② ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「災害事例」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/saigai_index.html))
  - ・連合会 安全衛生サイト「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/hiyari/home.html>)
- ③ 研修会において、「産業廃棄物処理業ヒヤリハットデータベース」の使い方を説明する。
- ④ 会員企業等から「ヒヤリ」または「ハット」した事例の収集を行い、それを広く提供する。

(8) 会員企業におけるリスクアセスメントの実施を図る。

- ① 厚生労働省・中央労働災害防止協会が作成した産業廃棄物処理業におけるリスクアセスメントのマニュアル及び連合会が作成した講義用のパワーポイントを活用し、会員企業におけるリスクアセスメント定着に向けた研修会の継続的な実施を行う。また、導入が遅れがちな会員企業へ呼びかける等、リスクアセスメントの確実な実施を促進する。
- ② 会員企業におけるリスクアセスメントによる改善事例等の情報を収集し、導入が遅れがちな会員企業への支援として、情報提供する。
- ③ ホームページに次の有用なサイトへのリンクを張る。
  - ・厚生労働省 職場のあんぜんサイト「リスクアセスメントの実施支援システム」  
([http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk\\_index.html](http://anzeninfo.mhlw.go.jp/risk/risk_index.html))
  - ・連合会 安全衛生サイト  
(<http://www.zensanpairen.or.jp/disposal/O7/index.html>)

(9) 会員企業における安全衛生規程の整備を図る。

- ① 研修会、会報誌、ホームページ等を通じて、安全衛生規程の必要性を周知する。
- ② 連合会が作成した教材を活用し、研修会の継続的な実施を行う。
- ③ 研修会において、連合会が作成した「安全衛生規程作成支援ツール」の使い方を説明する。

## 令和3年度 労働災害防止計画

---

令和3年6月

**一般社団法人大分県産業資源循環協会**

〒870-0905 大分市向原西1丁目1番27号大分県トラック協会4階

TEL(097)503-0350 / FAX(097)503-0351